第十四条の見出し中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第一項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第八条」を「第七条」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第三項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第五条」を「第四条」に、「第八条」を「第七条」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第三章を第二章とする。

第二十条第二項中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条中「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項、第九条第一項」を「第六条第一項、第八条第一項」に改め、「第十一条第一項」の下に「、第十七条」を加え、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあっては、文部科学大臣）」を削り、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（届出）

第十七条　受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあっては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。）に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

第四章を第三章とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の日前から引き続き高等学校等（この法律による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（次項において「旧法」という。）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係るこの法律の施行の日以後の公立高等学校（同条第二項に規定する公立高等学校をいう。）に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第三条第二項の交付金の交付については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に、「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項、第九条第一項」を「第六条第一項、第八条第一項」に、「及び第十七条第一項」を「、第十七条及び第十八条第一項」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第四条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十九号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び」を削る。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九十一の項及び別表第二の百十三の項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第五第六号の次に三号を加える改正規定及び同表の次に一表を加える改正規定中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

裁判官の配偶者同行休業に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十一号

裁判官の配偶者同行休業に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

2　この法律において「配偶者同行休業」とは、裁判官が、外国での勤務その他の最高裁判所規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため、職務に従事しないことをいう。

（配偶者同行休業の承認）

第三条　最高裁判所は、裁判官が配偶者同行休業を請求した場合において、裁判事務等の運営に支障がないと認めるときは、三年を超えない範囲内の期間に限り、当該裁判官が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2　前項の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該裁判官の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第四条　配偶者同行休業をしている裁判官は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、最高裁判所に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができる。